

# **G Xイノベーション創出・社会実装事業運営業務仕様書**

## **1 業務の名称**

G Xイノベーション創出・社会実装事業運営業務

## **2 契約の形態**

委託契約とする

## **3 契約金額の上限**

13,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、6(3)に示すプロジェクト実装費は、3,000千円以上確保すること。

## **4 業務期間**

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

## **5 事業目的**

カーボンニュートラルの実現に向け、政府では、産業構造・社会構造をクリーンエネルギーを中心へ転換する「グリーン TRANSFORMATION (G X)」を掲げ、その推進に当たっては官民で150兆円の投資を生み出し、脱炭素分野での新たな需要・市場の創出、産業競争力の強化・経済成長につなげていくことが謳われている。

こうした背景の下、「大学のまち京都」・「スタートアップの都」と言われる京都市（以下、「本市」という。）の特性を最大限に活用し、G Xを本市の産業振興・経済成長につなげていくため、G Xに資する技術シーズを有する大学研究者やスタートアップ等を発掘し、事業化・プロジェクト化につながるハンズオン支援を行うもの。

## **6 業務内容**

### **(1) 大学・スタートアップのシーズの発掘**

市内大学の产学研連携関係の部署やリサーチ・アドミニストレーター等の研究統括の部署等、さらに、市内スタートアップの支援機関等に訪問・ヒアリングを行い、広くG Xに資するシードの発掘を行うこと。

なお、市内大学とは、市内に拠点を有する大学（京都産学公連携プラットフォーム参画大学）とし、研究施設等の場所によっては市外に訪問することも想定すること。

### **(2) 大学研究者・スタートアップのハンズオン支援**

(1)で発掘したシーズのうち、将来的なポテンシャルや事業性、G Xへの貢献の可能性などを踏まえ、企業とのマッチングや実証場所の調整、外部資金の獲得のサポートなどのハンズオン支援を行うこと。

なお、案件によっては中長期的な視点を見据えた支援も行うこととし、その場合においても1件とカウントすることとする。

- ① 支援件数：9件程度
- ② 支援頻度：1か月に1回以上

### (3) 大学研究者の重点的なハンズオン支援

(2)の対象者のうち、特に有望なシーズを持つ大学研究者（公募選定委員会より選定）を対象に、(2)に示す支援内容に加え、プロジェクト実装費として、市場や特許等に係る調査など、追加的な費用（試験機器や実験器具、消耗品等の購入費は対象外）により重点支援を行うこと。なお、プロジェクト実装費の執行に当たっては、別途事業者への委託も可能とするが、その場合、本市に事前に了解を得ることとする。

- 支援件数：3件以上

## 7 実施体制

専門知識と产学連携、スタートアップ創出の実績を持つコーディネーターを2名以上配置すること。また、本市と円滑な連絡ができる体制を構築すること。

## 8 成果目標

6(2)及び(3)でハンズオン支援を行った研究者・スタートアップにおいて、「外部資金の獲得（国の補助金など）」、「製品化を見据えた実証の実施」、「具体的な内容を伴う产学連携・産産連携」など、事業化・プロジェクト化につながる成果を令和7年3月末までに3件以上創出すること。

## 9 報告

業務完了後、速やかに報告書3部を提出すること。また、大学研究者・スタートアップ等への訪問、支援を行うごとに報告書を提出すること。

## 10 その他

- (1) 実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、月に1回以上、本市と連絡調整会議を行うものとする。また、本業務に係る大学研究者やスタートアップとの打合せには、本市の職員も同席を行う想定で、日程調整を行うこと。
- (2) 本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報（以下「情報」という。）は、本業務の履行以外には使用してはならない。また、情報は第三者に漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や業務遂行に疑義が生じた場合については、本市の指示に従うこととする。
- (4) 重点支援を行う大学研究者の選定にあたっては、本市が公募選定委員会を設置するが、候補者の発掘を含めた公募及び審査に係る事務は受託者が行うこと。
- (5) 重点支援を行った大学研究者等については、事業期間内に進捗状況及び成果報告の機会を設けること。